

届出などによる医療について

1. 本院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 本院は、次の施設基準に適合している旨、四国厚生支局長に届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準等

- 一般病棟入院基本料 地域一般入院料 1
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 3
- 感染防止対策加算 3・連携強化加算
- 診療録管理体制加算 3
- データ提出加算 1 及び 3(口)
- 医療DX推進体制整備加算
- 療養環境加算
- 救急医療管理加算

(3) その他

- 入院時食事療養費(I) 入院時生活療養費 (I)
- 酸素の購入価格の届出

(4) 保険外併用療養費等

- 特別の療養環境の提供
- 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療
- 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に関する事項

(2) 特掲診療料の施設基準等

- 医療機器安全管理料 1
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 初期加算 急性期リハビリテーション加算
- 運動器リハビリテーション料(I) 初期加算 急性期リハビリテーション加算
- 呼吸器リハビリテーション料(I) 初期加算 急性期リハビリテーション加算
- がん患者リハビリテーション料
- 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
（医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術）
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 糖尿病合併症管理料
- 看護職員処遇改善評価料 27
- 外来・在宅ベースアップ評価料(1)・入院ベースアップ評価料 24
- 二次性骨折予防継続管理料 1
- 二次性骨折予防継続管理料 2
- 二次性骨折予防継続管理料 3

3. 本院は、入院時食事療養に関する特別管理の届出による入院患者様の食事を提供しています。特別管理による食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。